

議第4号議案

横浜市会特別委員会設置議決の一部改正

横浜市会特別委員会設置議決の一部を次のように改正する。

平成26年5月13日提出

市会運営委員会

委員長 瀬之間 康 浩

横浜市会特別委員会設置議決の一部改正

横浜市会特別委員会設置議決（議決年月日 平成23年5月17日）の一部を次のように改正する。

「

<p>大 都 市 行 財 政 制 度 特 別 委 員 会</p>	<p>大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。</p>	<p>15人</p>
--	---	------------

」

を

「

<p>大 都 市 行 財 政 制 度 特 別 委 員 会</p>	<p>大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。</p>	<p>14人</p>
--	---	------------

」

に、

「

<p>観 光 ・ 創 造 都 市 ・ 国 際 戦 略 特 別 委 員 会</p>	<p>M I C E の 推 進、国 際 コ ン テ ナ 戦 略 港 湾 の 推 進、国 際 戦 略 総 合 特 区 の 推 進、文 化 ・ 芸 術 等 の 大 規 模 集 客 イ ベ ン ト の 開 催 に 関 す る こ と。</p>	<p>14人</p>	<p>委 員 長 1 人 副 委 員 長 2 人</p>
--	---	------------	----------------------------------

」

を

「

<p>観 光 ・ 創造都市 ・ 国際戦略 特別委員会</p>	<p>M I C E の推進、国際コン テナ戦略港湾の推進、国際戦 略総合特区の推進、文化・芸 術等の大規模集客イベントの 開催に関すること。</p>	<p>1 4 人</p>	<p>委員長 1 人 副委員長 2 人</p>
<p>健康づくり ・ スポーツ推進 特別委員会</p>	<p>運動による介護予防等あら ゆる世代の健康づくり及び大 規模スポーツイベント開催や スポーツ関連施設の整備等ス ポーツの振興に関すること。</p>	<p>1 5 人</p>	<p>委員長 1 人 副委員長 2 人</p>

に改める。

#### 提 案 理 由

大都市行財政制度特別委員会の委員の定数を変更するとともに、新たに健康づくり・スポーツ推進特別委員会を設置するため、横浜市会特別委員会設置議決の一部を改正したいので提案する。

横浜市会特別委員会設置議決

〔上段 改正案〕  
〔下段 現 行〕

委員会の名称	付 議 事 件	委員 定数	委員長及び 副委員長	期 間
大 都 市 行財政制度 特別委員会	大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。	14人 15人	委員長 1人 副委員長 2人	議 会 閉 会 中 も 審 査 を 行 い 、 そ の 終 了 ま で 継 続 す る 。
基 地 対 策 特別委員会	米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を図ること。	15人	委員長 1人 副委員長 2人	
減災対策推進 特別委員会	減災及び防災対策の推進に関すること。	14人	委員長 1人 副委員長 2人	
孤立を防ぐ 地域づくり 特別委員会	身近なつながりや支え合いにより社会的孤立を防ぐ地域づくりの推進に関すること。	14人	委員長 1人 副委員長 2人	
観 光 ・ 創造都市・ 国際戦略 特別委員会	MICEの推進、国際コンテナ戦略港湾の推進、国際戦略総合特区の推進、文化・芸術等の大規模集客イベントの開催に関すること。	14人	委員長 1人 副委員長 2人	
健康づくり・ スポーツ推進 特別委員会	運動による介護予防等あらゆる世代の健康づくり及び大規模スポーツイベント開催やスポーツ関連施設の整備等スポーツの振興に関すること。	15人	委員長 1人 副委員長 2人	

横浜市会委員会条例（抜粋）

（特別委員会の設置等）

第5条 特別委員会は、特定の事件を審査するため必要がある場合に市会の議決により設置する。

2 特別委員の定数は、市会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

**「議第4号議案 横浜市会特別委員会設置議決の一部改正」の  
取り扱いに関する運営理事会協議結果**

項 目		協 議 結 果 (平成26年5月8日運営理事会)
1	議案発送	5月13日(火)の本会議席上配付
2	上程日	5月13日(火)の本会議
3	提案理由説明	省略
4	委員会付託	会議規則第36条第3項及び市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、委員会付託を省略、本会議で即決

(参考)

横浜市会会議規則(抜粋)

第36条

3 委員会が提出した議案については、前2項の規定にかかわらず、委員会に付託しない。ただし、市会の議決により付託することができる。

市会運営委員会申し合わせ・確認事項(抜粋)

**本 会 議**

5 議員提出議案について

(1) 常任・運営委員会における発議(請願・陳情に係るものを含む。)に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。